

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業
募集要項

令和7年1月17日
大津市企業局
(令和7年5月16日修正)

目次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業に供される公共施設等の種類	2
(3)	公営施設等の管理者の名称	2
(4)	事業場所	2
(5)	事業の目的	2
(6)	事業概要	2
(7)	見積上限価格	3
(8)	事業スケジュール	4
(9)	本事業に関する主な法令、基準、指針等	4
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	事業者選定の方法	5
2	本事業への参加資格要件	5
(1)	応募者の構成等	5
(2)	応募企業、構成企業に共通の資格要件	5
(3)	応募企業、構成企業の各業務を実施する者の資格要件	6
(4)	参加資格要件確認基準日	8
3	審査及び選定に関する事項	8
(1)	基本的な考え方	8
(2)	審査手順に関する事項	8
(3)	優先交渉権者の選定	8
(4)	結果及び評価の公表方法	8
(5)	提出書類の取扱い	9
(6)	地元企業への配慮	9
4	優先交渉権者選定後の手続き	9
(1)	基本協定の締結	9
(2)	事業契約の締結	9
5	プロポーザル応募に関する手続き	9
(1)	募集等のスケジュール	9
(2)	募集要項等に関する施設見学会の申込み	10
(3)	募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申込み	10
(4)	施設見学会開催	10
(5)	募集要項等に関する質問・回答	10
(6)	参加表明書、参加資格審査申請書の提出	10
(7)	参加資格審査結果通知の発送	10
(8)	資料閲覧の実施	11
(9)	現地確認の実施	11
(10)	競争的対話の実施	11
(11)	提案書の提出	11
(12)	提案審査結果の通知	11
(13)	参加辞退	11
(14)	審査結果の公表	11
(15)	基本協定締結	11
(16)	事業契約締結	12
第4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1	リスク分担の基本的な考え方	13
(1)	リスク分担の考え方	13
(2)	リスク分担	13

(3)	保険	13
2	本市による支払に関する事項等	13
3	対象業務におけるサービスの水準	13
第5	その他本事業の実施に関し必要な事項	14
1	その他本事業の実施に関し必要な事項	14
(1)	情報公開及び情報提供	14
(2)	募集要項等の変更	14
(3)	本事業において使用する言語等	14
(4)	提案に伴う費用負担	14
(5)	提出書類の返却	14
2	募集要項等に関する問合せ先	14
(1)	募集要項等に関する問合せ先	14
(2)	情報提供	14

第1 募集要項の位置づけ

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、大津市企業局（以下「本市」という。）が「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」（以下「本事業」という。）について、民間事業者が有する技術力やノウハウを最大限活用することに加え、本市水道事業会計の財政負担を抑制し、安全かつ安定した施設運営を行いながら、水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を図ることを目的として実施する。

募集要項は、大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）に規定する実施要領として本市が定めたものであり、本市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。

なお、本市が本事業の実施にあたり事業者と締結する基本契約書（案）、設計及び建設工事請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）の3つの契約書を総称して事業契約書といい、本書は、公表日から事業契約書の締結日までの期間において適用する。

また、本市と事業契約書を締結（以下「事業契約」という）した当事者については、事業契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

募集要項と次に掲げる別添資料を合わせ「募集要項等」とする。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

【別添資料】

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	基本協定書（案）
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	基本契約書（案）
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	設計及び建設工事請負契約書（案）
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	運転維持管理業務委託契約書（案）
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	要求水準書
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	優先交渉権者選定基準
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	提案書類記載要領・様式集

第2 事業概要

(1) 事業名称

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

(ア) 更新改良業務の対象となる施設

- 真野浄水場（真野取水場を含む。）
- 仰木低区配水池
- 真野低区配水池

(イ) 運転維持管理業務の対象となる施設

- 净水場（更新改良後の施設を含む）
- 配水池（更新改良後の施設を含む）
- 加圧施設
- 調圧水槽
- 電動弁施設

(3) 公営施設等の管理者の名称

大津市公営企業管理者 南堀 弘

(4) 事業場所

項目	概要	備考
真野浄水場	大津市真野四丁目 25 - 34	
真野取水場	大津市真野五丁目 36 - 25	
新瀬田浄水場	大津市萱野浦 1 - 1	
柳が崎浄水場	大津市柳が崎 6 - 1	
膳所浄水場	大津市本丸町 7 - 1	
八屋戸浄水場	大津市八屋戸 2320	令和 14 年度に廃止予定
その他場外施設	大津市全域	

(5) 事業の目的

大津市では昭和 5 年に給水を開始して以来、市勢の発展や市域の拡大などに伴って増大する水需要に対応するため、8 次にわたる拡張事業で浄水場をはじめとする水道施設の整備を進めてきた。

現在（令和 5 年度末）の普及率は 99.9% となっており、「拡張」から「維持管理」の時代に移行していることに加えて、これら水道施設の多くは高度経済成長期に建設され、既に更新時期を迎えていることから、早急にその更新に取り組む必要がある。

国においても、全国的な施設の老朽化に伴うコストの増大や職員の高齢化による技術継承等水道事業をとりまく課題への対策として、平成 30 年 12 月に水道法を改正し、水道事業の経営基盤強化を目的とした水道事業の広域連携や官民連携の推進を行っている。本市としても、湖都大津・新水道ビジョンにおいて計画する「水道システムの再構築」として掲げる浄水場の統廃合と「水道施設の耐震化」の実施には、多大な事業費を要することから、官民の協力と創意工夫により事業の効率化を図りながら、お客様に安全で安心な水道水をお届けし続ける必要がある。

以上のことから、本市は、民間事業者が有する技術力やノウハウを最大限活用することに加え、本市水道事業会計の財政負担を抑制し、安全かつ安定した施設運営を行いながら、水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を図ることを目的として、本事業を実施する。

(6) 事業概要

本事業の事業方式は、真野浄水場（真野取水場を含む。）、仰木低区配水池、真野低区配水

池の更新改良業務及び浄水場、配水池、加圧施設等の施設（管路を除く。）の運転維持管理業務を事業者に一括して発注する DBO（Design Build Operate）方式とする。

(ア) 対象業務

- ① 更新改良業務
 - a. 事前調査業務
 - b. 設計業務
 - c. 工事業務
 - d. その他付帯する業務

- ② 運転維持管理業務
 - a. 運転管理業務
 - b. 保全管理業務
 - c. 更新改良施設の補修・修繕業務
 - d. 既存施設の補修・修繕業務
 - e. 物品調達業務
 - f. その他技術業務
 - g. 災害及び事故対応業務
 - h. 事業終了時の引継ぎ業務

(イ) 事業者の収入

本事業は、事業者との間で締結する事業契約に基づいて、事業者に対して事業者の行う業務の対価を以下のとおり支払う。

① 更新改良業務の対価

更新改良業務の対価の支払方法について設計に関する請負代金は各設計図書等につき発注者の承諾を得た後に支払うものとし、工事に関する請負代金は真野浄水場（真野取水場を含む）、仰木低区配水池、真野低区配水池の更新改良の期間について、それぞれ毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払うものとし、その残額は、工事完了後に、事業者からの請求に基づき支払うものとする。なお、各工事・会計年度ごとに出来高予定額（当該会計年度の予定額）の10分の4以内の金額を前払金として請求することができる。

② 運転維持管理業務の対価

運転維持管理業務の対価の支払い方法については、運転維持管理業務期間中に毎月事業者からの請求に基づき支払うものとする。

(7) 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

予定価格	32,963,218 千円
（目安額：更新改良業務費（撤去を含む。）	22,245,377 千円
（目安額：運転維持管理業務費）	10,717,841 千円

（消費税及び地方消費税を含む。）

※更新改良業務費については、設計及び建設工事請負契約書に定める。

※運転維持管理費については、運転維持管理業務委託契約書に定める。

※真野浄水場の旧系列部分の撤去工事の着工については、令和15年度以降に実施するものとする。

なお、予定価格は、DBO事業として実施する場合の財政負担見込額であり、物価変動等は含まない。また、予定価格のみが見積上限価格であり、更新改良業務費及び運転維持管理費のうち一方が目安額を超えていたとしても総額の見積価格が見積上限価格を超えていなければ失格とはならない。

(8) 事業スケジュール

(ア) 事業期間

本事業は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までを事業期間とする。

なお、運転維持管理期間は本事業の開始から本事業期間の終了までの10年間とする。

更新後の真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日とし、令和15年3月末日に運転を開始するものとする。なお、市は、運転開始から真野浄水場更新改良業務完了までの間、真野浄水場（更新改良部分）を部分使用するものとする。

スケジュール（予定）	内容
令和7年12月	事業契約の締結
令和8年4月	本事業開始（運転維持管理業務の開始）
令和14年12月	真野浄水場（更新）の試運転調整完了、習熟運転開始
令和15年3月	真野浄水場（更新）の運用開始
令和15年4月以降	真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施
令和18年3月	事業契約の終了

(イ) 事業期間終了時の措置

本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持してなければならない。

(ウ) 留意事項

本事業の更新改良工事は既存浄水場を運転しながらの工事となるため、お客様への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施することが求められる。

(9) 本事業に関する主な法令、基準、指針等

事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。なお、本事業の実施に必要となる許認可が生じた場合、本市は、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

本事業に関係すると考える各種法令等は要求水準書のとおりである。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2 本事業への参加資格要件

本事業への参加を希望する者の参加資格要件は以下のとおりとする。参加を希望する者は参加表明書、参加資格審査申請書の提出日において次の要件を満たしていること。

(1) 応募者の構成等

- (ア) 応募者は単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
 - (イ) 応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業を「協力企業」という。
 - (ウ) 応募グループにより応募する場合は、構成企業の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
 - (エ) 構成企業は、構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
 - (オ) 応募グループは、第3-2 (3) に定義される設計企業、建設企業、運転維持管理企業により構成されることとする。なお、構成企業は、設計企業、建設企業、運転維持管理企業を兼ねることは可能とする。
 - (カ) 参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業、構成企業の変更是認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業、構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業、構成企業を支配している者が変更された場合又は新たに第三者に支配された場合は、本市に速やかに通知しなければならない。
 - (キ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、構成企業が、同時に他の応募企業、構成企業、協力企業となることは認めない。
 - (ク) 構成企業のうち、設計企業及び建設企業が複数ある場合、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体（以下「設計建設JV」という。）を結成するものとする。なお、設計建設JVの結成方法は応募グループの提案とする。
 - (ケ) 構成企業のうち、本施設の運転維持管理を行う企業が複数存在する場合、本施設の運転維持管理を行う目的で共同事業体（以下「運転維持管理JV」という。）を結成するものとする。なお、運転維持管理JVの結成方法は応募グループの提案とする。
- ##### **(2) 応募企業、構成企業に共通の資格要件**
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。

- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがされていない者、電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (エ) 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中である者でないこと。
- (オ) 本市から指名停止を現に受けていないこと。
- (カ) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (キ) 本市が出資する法人でないこと。
- (ク) 大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（第 3-3（1）に記載するもの）の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。
- (ケ) 次の①から⑥までのいずれかの場合に該当する者でないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (コ) 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者。なお、本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者は、次のとおりである。
 - ① EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
(東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号)
 - ② 株式会社東京設計事務所
(東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号)
 - ③ 弁護士法人関西法律特許事務所
(大阪市中央区北浜二丁目 5 番 23 号)

（3）応募企業、構成企業の各業務を実施する者の資格要件

応募企業、構成企業のうち、設計企業、建設企業、運転維持管理企業は、それぞれ以下に示す各業務を実施する企業の資格要件を満たす者でなければならない。なお、応募企業、構成企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものとする。なお、代表企業となる者は、設計企業、建設企業、運転維持管理企業のいずれかの資

格要件を満たす者でなければならない。

(ア) 設計業務を行う応募企業、構成企業に必要な資格

設計業務を行う応募企業、構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、設計業務を行う構成企業が複数ある場合は、1 者は以下の要件を全て満たし、その他の設計業務を行う構成企業は①又は②を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が 1 名以上在籍していること。
- ③ 設計企業は、平成 16 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上の浄水能力を有する急速ろ過方式の水道の浄水場の設計実績及び送水ポンプ施設（取水、導水、送水又は配水のいずれかにおいて、対象水量が 10,000m³/日以上）の設計実績を有すること（浄水場と送水ポンプの設計実績は別の業務実績でも可とする）。
- ④ なお、③の実績については、他社と共同で設計業務を履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上（設計・施工 DB 方式による受注の場合は、設計総額に対する割合とする。）で履行したことを証明できる場合（契約書、テクリスの写しの提出等）に限ることとする。

(イ) 建設業務を行う応募企業、構成企業に必要な資格

建設業務を行う応募企業、構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、建設業務を行う構成企業が複数ある場合は、①及び②についてはすべての者が満たすこととし、③については、1 者又は複数の者の実績によって要件を満たすこと

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各自の担当する特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの）の結果において各担当工事の総合評定値が市内企業（本社所在地が大津市内にある企業）は 1,000 点以上、市外企業（本社所在地が市外にある企業）は 1,100 点以上であること。
- ③ 建設企業は、平成 16 年度以降に竣工した公称能力 10,000 m³/日以上の規模を有する急速ろ過方式の水道の浄水場の建設完了実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること）。沈殿池及び急速ろ過池については別業務の実績であっても可とするが、沈殿池については、主要機器（污泥掻き寄せ機等）を含むものとする。）及び送水ポンプ設備（取水、導水、送水又は配水のいずれかにおいて、対象水量が 10,000m³/日以上）の建設完了実績を有すること。ただし、建設実績は同一の工事内での実績である必要はないものとする。
- ④ なお、③の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上で履行したことを証明できる場合（契約書、コリンズの写しの提出等）に限るものとする。

(ウ) 運転維持管理業務を行う応募企業、構成企業に必要な資格

運転維持管理業務を行う応募企業、構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、運転維持管理業務を行う構成企業が複数ある場合は、②については 1 者が要件をみたせばよいものとする。

- ① 要求水準書に定める運転維持管理の業務又は提案書に記載された業務（一部業務でも可とする。）に直接従事する者であること。
- ② 運転維持管理企業は、平成 16 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の運転維持管理実績（元請としての実績を有すること。）があること。なお、現在受注中の実績であっても、複数年の業務委託（DBO・

PFI を含む。) の場合、1 年以上の業務履行があれば運転維持管理実績として認めるものとする。ただし、親会社等の実績は認めない。

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は参加表明書、参加資格審査申請書の提出日とする。なお、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

3 審査及び選定に関する事項

審査及び選定は以下のとおり行う。

(1) 基本的な考え方

本事業は、本市水道事業においても、浄水場体制再編に向けた浄水場更新事業であるとともに運転維持管理を含め、今後の強靭で持続可能な水道システムの構築にとって極めて重要な事業である。そのため、設計、建設、運転維持管理等の業務が円滑かつ確実に行われる必要がある。

従って、本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

また、学識経験者を含めた大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について審査委員会の委員への問合せや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

【大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会】

委員長	清水 聰行（福山市立大学都市経営学部准教授）
副委員長	栗本 知子（弁護士）
委員	浅田 安廣（京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター准教授）
委員	杉澤 喜久美（公認会計士）
委員	北潤一弘康（大津市副市長）

(2) 審査手順に関する事項

審査は「参加資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配点については、優先交渉権者選定基準を参照のこと。

(ア) 参加資格審査

参加資格審査では応募者の構成や構成員の資格要件等について確認する。

(イ) 事業提案審査

参加資格審査を通過した応募者についてのみ、事業提案審査を実施し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。次点提案者を次点交渉権者として選定する。

(3) 優先交渉権者の選定

本市は、審査委員会による審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定する。

その後、本市と優先交渉権者は真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、優先交渉権者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともに本市ホームページで公表する。

(5) 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(イ)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(6) 地元企業への配慮

地域経済活性化の観点から、本事業の実施に当たっては、本市内に本社を有する企業の活用に努めること。

4 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、本市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、本市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、本市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 事業契約の締結

基本協定の締結後、本市は、基本協定の規定に基づき、応募企業又は全ての構成企業と事業契約を締結する。

なお、事業契約の締結日までの間、優先交渉権者の構成員が参加資格を失った場合、市は応募企業又は全ての構成企業と事業契約を締結しない場合がある。

5 プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集等のスケジュール

スケジュール	内容
令和7年1月	募集要項等(募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、関連資料集等)の公表
令和7年1月～3月	募集要項等に関する質問受付・回答
令和7年2月	施設見学会
令和7年3月	参加資格審査申請書の受付期限
令和7年4月	参加資格審査結果通知の発送
令和7年4月	資料閲覧及び現地確認の実施
令和7年5月	競争的対話の実施
令和7年8月	提案書の受付期限
令和7年9月～10月	提案審査（プレゼンテーション審査）、優先交渉権者選定・基本協定書締結
令和7年12月	事業契約の締結
令和8年4月	事業開始

(2) 募集要項等に関する施設見学会の申込み

募集要項等に関する施設見学会については、事前申込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申込むこと。

受付期限：令和7年1月24日（金）正午まで（必着）

申込方法：様式1-1「募集要項等に関する施設見学会参加申込書」を第5_2（1）の問合せ先へ電子メールにて送信すること。

(3) 募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申込み

本事業に応募しようとする者に対し、参考資料の閲覧・配布を行う。希望者は次の手続きにより申込むこと。

受付期限：令和7年1月24日（金）正午まで（必着）

申込方法：様式1-2「募集要項等公表時開示資料閲覧・配布申込書 兼 守秘義務の遵守に関する誓約書」を第5_2（1）の問合せ先へ事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等で送付すること。

(4) 施設見学会開催

実施日：令和7年2月3日（月）～2月7日（金）（予定）

見学施設：事業者の希望する施設とする

留意事項：

- ・1社につき1日（午前9時～午後5時）を上限に希望する施設について見学することができる。
- ・施設の所在地については、要求水準書を参照すること。
- ・他の事業者も含めて日程を調整することから複数の候補日を挙げること。
- ・同時刻に複数の施設を見学することは認めない。
- ・柳ヶ崎浄水場の会議室及び真野浄水場の資料室に保管している関係図書の閲覧も可能である。
- ・移動時間も含め事業者において当日の行程を作成すること。
- ・当日の見学・道路状況によって、当初予定していた施設の全てを見学することができない事態が発生した場合でも、別日を設けて再度実施等は行わない。
- ・人数制限はあらかじめ設けないが、浄水場運用上支障がある場合は人數制限を依頼する場合がある。

(5) 募集要項等に関する質問・回答

募集要項等に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、期限までに提出すること。

受付期限：令和7年2月14日（金）正午まで（必着）

提出方法：様式1-3「募集要項等に関する質問書」を第5_2（1）の問合せ先へ電子メールにて送信すること。

使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

回答予定日：令和7年3月19日（水）

(6) 参加表明書、参加資格審査申請書の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、参加表明書、参加資格審査申請書等を提出すること。なお、当該様式については様式集に示す。

受付期限：令和7年3月28日（金）正午まで（必着）

提出方法：提案書類記載要領・様式集に従い、参加資格確認申請に関する提出書類を第5_2（1）の問合せ先へ事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等で送付すること。

(7) 参加資格審査結果通知の発送

参加資格審査の結果を応募者に通知する。通知の発送については、令和7年4月4日（金）

を予定している。

(8) 資料閲覧の実施

本事業に提案書検討に向け、浄水場等にある資料を閲覧する機会を設ける。
実施方法や日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。
なお、資料閲覧では、質疑応答の機会を設けない。

実施時期：令和7年4月頃予定

(9) 現地確認の実施

提案書の作成に向け、現地確認の機会を設ける。
実施方法や日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。
なお、現地確認では、質疑応答の機会を設けない。
実施時期：令和7年4月頃予定

(10) 競争的対話の実施

競争的対話は、参加資格審査を通過した応募者に対し実施する。市からの指導や助言等はしない。競争的対話の実施要領等は下記のとおりである。

実施期間	参加表明書等の提出以降
提出書類	参加資格審査後、応募企業又は代表企業に通知
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・開催日時、実施方法について、応募企業又は代表企業に対し別途通知を行う。・本市が全ての応募者に公開すべきと判断した対話結果については、応募者と調整した上で、他の事業者に対しても通知を行う。・競争的対話の実施内容については審査に反映しない。

(11) 提案書の提出

本事業への参加資格を有する応募者は、提案書を提出すること。なお、提案書の作成要領については、様式集を確認すること。また、応募者に対するプレゼンテーション審査を行うことを予定している。

提出期限：令和7年8月1日（金）正午まで（必着）

提出方法：提案書類記載要領・様式集に従い、提案書に関する提出書類を提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等により送付すること。

(12) 提案審査結果の通知

本市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、令和7年9月下旬までに通知する。

※提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(13) 参加辞退

参加資格を有することが認められた者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、優先交渉権者決定までに、プロポーザル参加辞退届を持参又は郵送等により送付すること。

(14) 審査結果の公表

本市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(15) 基本協定締結

本市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。

締結予定日：令和7年10月下旬

(16) 事業契約締結

基本協定の締結後、本市は、応募企業又は全ての構成企業と事業契約を締結する。

締結予定日：令和7年12月下旬

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、更新改良業務、運転維持管理業務の責任は、原則として事業者の責任において、要求水準書等に記載の業務を行うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) リスク分担

本市と事業者のリスク分担は、事業契約書によるものとする。

(3) 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

2 本市による支払に関する事項等

本市は、事業契約の条項に従い事業者に対して対価を支払う。対価の具体的な支払方法については、事業契約書を参照のこと。

3 対象業務におけるサービスの水準

民間事業者は、事業期間中、本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる運転維持管理等に要求するサービスの水準については、要求水準書等を参照のこと。

第5 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 その他本事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）に基づき、本事業に係る図書について情報公開を行う。情報提供は、適宜本市ホームページ等を通じて行う。

(2) 募集要項等の変更

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、本市は募集要項等を改正し修正版を公表する。なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。

(3) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 提案に伴う費用負担

提案に係る費用については、全て応募者の負担とする。

(5) 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

2 募集要項等に関する問合せ先

(1) 募集要項等に関する問合せ先

本募集要項等に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

大津市企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室
〒520-0022

大津市柳が崎6番1号

電話番号：077-526-5137

メールアドレス：otsu2869@city.otsu.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

大津市企業局ホームページ (<http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/index.html>)

以上